

小規模企業者向け製品開発・販路拡大支援事業補助金に係る質問と回答

	質問	回答
1	展示会等で小間を確保して、そこに補助対象製品とそれ以外の自社製品を展示する場合、小間料について、対象製品が占めるスペースのみの料金が補助経費の対象になるのか。小間全体の料金が補助経費の対象になるのか。	基本的には、小間全体の料金が補助経費の対象になります。ただし、補助対象製品が中核的な展示になっていることが条件となります。出展状況を現地、または、写真で確認することで経費認定を行います。
2	他の補助金を昨年度受けて開発した製品の改良ということでの申請は可能か。	申請は可能です。
3	販路開拓・拡大では海外展開でも問題ないのか。例えば、海外展示会の出展料や海外向け販促ツール作成費用、旅費も経費として認められるのか。	海外展示会の出展料や海外向け販促ツール作成費用は補助経費の対象になりますが、旅費については、国内に限ります。
4	補助事業期間中(確定検査前)でも、開発製品を販売することは可能か。	原則的には、販売は補助事業が完了(完了報告書を提出)してからお願いします。完了報告前に販売したい場合は、事前にご相談ください。
5	同一代表者の別法人への発注は経費として認められるか。(例えば、A社とB社の代表取締役が同じ人物で、A社が補助事業者であるとき、B社からの消耗品購入やリース、B社への外注は認められるか。)	同一代表者の法人間での取引は経費として認められません。
6	開発に従事する役員の人件費も補助対象になるのか。	補助対象になります。ただし、直接事業に関わった時間に限られます。(なお、人件費については「補助対象となる経費総額の2分の1以内かつ150万円」が上限となります。)
7	事業の経費総額として、人件費150万円のみを計上したとすると、補助額はいくらになるか。	人件費については、「補助対象となる経費総額の2分の1以内かつ150万円を上限額とする」旨、定めています。従って、経費総額の2分の1である75万円が補助対象経費となります。その3分の2である50万円が補助金額となります。
8	審査基準の中に「市民生活への寄与度」という項目があるが、どのような観点で評価されるのか。	「札幌市の地域的課題や社会的課題の解決、生活の質の向上に寄与し、市民生活がより良くなる製品・技術であるか」という観点で評価します。

9	審査基準の中に「バリアフリー化に資する製品開発案件である」という項目があるが、バリアフリー化の案件とはどのようなものを指すのか。	交通機関、建築物などにおける物理的なバリアや展示や音声案内、手話サービスや文字情報の欠如などによる文化、情報面のバリアを取り除く製品・技術等が該当されます。
10	バリアフリー化に関する製品開発案件に該当しないと申請することができないのか。	申請は可能です。 なお、バリアフリー化に関する製品開発については、審査において加点対象となります。
11	特許費用(海外含む)は、補助対象経費として認められるのか。	認められます。特許費用については、補助対象経費のうち、「その他の経費」に該当されます。
12	特許費用に係る租税公課も対象経費として認められるのか。	租税公課については、補助対象外となります。
13	「常時使用する従業員」とはどのような定義なのか。	「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。従って、パート、アルバイト、契約社員、非正規社員、出向者については、当該条文をもとに個別に判断されます。 また、会社役員については、予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」に該当されません。
14	従業員が関連企業に出向している場合は、「常時使用する従業員」に該当されるのか。	労働契約の有無によります。例えば、在籍出向者は出向先と出向元の両方との間に労働契約関係があるため、両方の労働者数にカウントされます。従って、在籍出向者であれば「常時使用する従業員」に該当されます。
15	補助対象経費の消耗品、原材料について、事業期間中に使いきれなかった場合、余ったものは在庫としても良いのか。	在庫とすることは認められません。事業期間中に使いきれなかった分については補助対象外となります。